

(証券コード 269A)
2025年12月8日
(電子提供措置の開始日 2025年12月1日)

株主各位

東京都港区芝五丁目13番18号
いちご三田ビル8階

株式会社 Sapeet
代表取締役社長 築山英治

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://sapeet.com/ir/meeting>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Sapeet」又は「コード」に当社証券コード「269A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

【三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル）】

<https://www.soukai-portal.net>

QRコードは議決権行使書用紙にございます。
行使書用紙にございます。

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年12月22日（月曜日）午後7時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年12月23日（火曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目4番1号 田町グランパーク プラザ棟3階
グランパークカンファレンス
(末尾の会場案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第10期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告の内容
及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が株主総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、株主総会において行使された内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。なお、事前に議決権を行使した上で株主総会に出席されたものの、当日の議決権行使が確認できなかった場合は、書面又はインターネットによる事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (5) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ~~~~~
- ・ 当日ご出席の際は、お手数ではございますが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）につきましては、ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「S a p e e t」又は「コード」に当社証券コード「269A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。
 - ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ・ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ① 事業報告「新株予約権等に関する事項」
 - ② 事業報告「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
 - ③ 事業報告「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ④ 計算書類「個別注記表」

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2025年12月22日(月曜日)
午後7時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2025年12月22日 (月曜日)
午後7時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2025年12月22日 (月曜日)
午後7時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2025年12月23日 (火曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる 議決権行使方法の ご案内

インターネット
行使期限

2025年12月22日（月）
午後7時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 議決権行使書用紙に記載のQRコード[®]を読み取ります。
- 株主総会ポータル[®]トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。また、インターネットによって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今後の事業領域の拡大に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加変更するものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更する条文のみ記載。下線部が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。 (1) コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの開発、設計、製造、販売並びに輸出入業 (2) アパレル製品の企画、製造	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。 (1) コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの開発、設計、製造、販売、 <u>ソフトウェアを用いた各種サービス提供並びに輸出入業務</u> (2) アパレル製品、日用雑貨、 <u>服飾雑貨、健康食品等の企画、製造及び販売</u> (3) <u>高度管理医療機器等を含む医療機器の企画、製造、販売、賃貸及び仲介</u> (4) <u>柔道整復師法に基づく柔道整復、及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所の経営及び運営、その他施設、店舗の経営及び運営</u>
(新設)	
(新設)	

現 行 定 款	変 更 案
<u>(3) 企業戦略の立案、企業革新、企業情報システムの構築及びM&Aに関する支援</u> (新設)	<u>(5) 企業戦略、営業戦略及び事業戦略等の立案、企業革新及び企業情報システムの構築、並びにこれらに係るコンサルティング</u> <u>(6) M&Aの仲介及びM&Aに関する支援</u>
<u>(4) スポーツ、演芸、演劇、映画、その他各種の興行</u>	<u>(7) 投資事業</u> <u>(8) スポーツ、演芸、演劇、映画、その他各種の興行</u>
<u>(5) 電子出版物の制作、販売、仲介</u>	<u>(9) 電子出版物の制作、販売、仲介</u> (削除)
<u>(6) 日用雑貨及び服飾雑貨の販売</u>	<u>(10) アウトソーシング事業の受託・請負</u>
<u>(7) アウトソーシング事業の受託・請負</u> (新設)	<u>(11) 労働者派遣事業</u> <u>(12) 職業安定法に基づく、有料及び無料職業紹介事業</u>
<u>(8) 前各号に附帯関連する一切の事業</u> (新設)	<u>(13) 人材育成のための教育、研修及びコンサルティングに関する業務</u> <u>(14) 介護保険法に基づく訪問介護事業及び居宅介護支援事業</u> <u>(15) 前各号に附帯関連する一切の事業</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、当該取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しては、監査等委員会より、株主総会で陳述すべき特段の事項はない旨の意見を得ております。

当該取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有株式数(株)
1	築山英治 つきやまえいじ	1991年5月28日生	2016年3月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）		311,000
【取締役候補者とした理由】 築山英治は、当社創業から代表取締役社長として事業の発展を牽引してまいりました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。					
2	尾形友里恵 （戸籍名：広部友里恵） おひろべやゆりえ	1992年3月11日生	2015年4月 2017年9月 2018年10月 2020年10月 2021年12月 2022年10月 当社 入社 当社 執行役員就任 当社 取締役就任 当社 取締役プロダクト事業本部（現 AI・DX事業本部）長就任（現任）	日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 株式会社ITプロパートナーズ（現 株式会社Hajimari）入社 当社 入社 当社 執行役員就任 当社 取締役就任 当社 取締役プロダクト事業本部（現 AI・DX事業本部）長就任（現任）	4,800
【取締役候補者とした理由】 尾形友里恵は、コンサルティング等の業務経験を活かし、当社の収益拡大、事業開発を牽引してまいりました。今後も事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。					
3	佐藤琢治 さとうたくじ	1979年9月11日生	2007年3月 2018年4月 2020年4月 2022年6月 2022年10月 当社 入社 経営管理本部長就任 当社 取締役経営管理本部長就任（現任）	いちはし証券株式会社 入社 株式会社FiNC（現 株式会社FiNC Technologies）入社 内部監査室長就任 株式会社日本データサイエンス研究所（現 株式会社JDSC）入社 当社 入社 経営管理本部長就任 当社 取締役経営管理本部長就任（現任）	—
【取締役候補者とした理由】 佐藤琢治は、証券会社での就業を経て、当社入社後は経営管理本部長として管理体制の構築・維持や財務戦略を指揮し、当社株式上場を主導するとともに、当社の成長及び事業拡大に貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。					

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案の候補者は当該保険の被保険者となり、次回更新は2026年10月を予定しております。
- なお、その契約内容の概要は、被保険者の職務の執行に係る保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金等）を補償対象しております。

以上

事業報告

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が完全に薄らぎ、経済活動の正常化が一層進んだことに加え、各種政策の効果や企業の堅調な設備投資意欲に支えられ、緩やかな回復基調が継続いたしました。一方で、世界的な金融引き締めの影響が残る中で、資源価格の高騰を背景とした物価上昇が続き、個人消費への影響が懸念される状況で推移いたしました。また、労働市場においては人手不足が構造的な問題として深刻化しており、企業の生産活動におけるボトルネックとなっております。さらに、国際的な地政学リスクや、主要貿易相手国による関税政策の変更などの影響により、国内外における経済的な見通しは依然として不透明な状況が続きました。

当社が属するAIシステム関連市場は、企業経営における最優先課題である生産性の抜本的な向上、競争力強化、及び喫緊の課題である人手不足の解消を目的とした投資が継続的に行われた結果、市場全体として高い成長を遂げました。この成長を裏付けるように、国内AIシステム市場においては、2024年の1兆3,412億円から2029年には4兆1,873億円への大幅な拡大が見込まれており（出典：IDC Japan 株式会社「国内AIシステム市場予測、2024年～2029年」）、企業のAIに対する投資意欲の高さと、市場の強固なポテンシャルを示しております。特に、生成AI（Generative AI）は、単なる技術トレンドに留まらず、企業の業務プロセスやビジネスモデルそのものを変革するツールとして浸透し、新規事業の創出及び既存業務の効率化に向けたAIソリューションの導入が急速に拡大いたしました。このトレンドの根底には、長年課題とされてきた熟練者の知恵やノウハウといった「暗黙知」を、AIを活用して「形式知」へ変換・継承し、企業全体の競争力として活用しようとするニーズの高まりが見受けられました。

このような環境下、当社は「ひとを科学し、寄り添いをつくる」のミッションの下、AI技術やその他の先端技術を活用して、Expert AI事業として独自のAIソリューション・AIプロダクトを提供しております。AIソリューションにおいては既存取引先との継続的な取り組みや更なる拡大、各種アルゴリズムや生成AIを用いた新規案件獲得に注力しております。AIプロダクトにおいては「シセイカルテ」「マルチカルテ」といった既存サービスに加えて、AIソリューションで実績のあるAIロープレをSaaS型のサービスとした「カルティロープレ」をリリースし拡販を進めております。また、今後の事業拡大に向けた戦略的投資を実行しており、例えば急拡大しているAIエージェントを含む生成AI活用領域への投資、新たなAIプロダクト創出等があります。また、成長市場における認知

度向上のためのマーケティング及び今後の事業拡大の源泉となる人材獲得等に注力いたしました。

これらの結果、当事業年度における当社の経営成績は以下のとおりとなりました。

売上高については、AIソリューションにおいては既存プロジェクトの進捗・拡大や生成AIやAIエージェント関連の新規プロジェクト獲得、AIプロダクトにおける「セイカルテ」「マルチカルテ」のアカウント数の増加や「カルティローブレ」のサービス提供開始等により996,301千円（前期比56.9%増）となりました。特にAIソリューションにおいては、東京証券取引所グロース市場への上場による認知度向上及び信用力の向上や、AIシステム関連市場の拡大等も追い風となり高い成長となりました。

売上原価については、個別案件を通じた戦略的投資やAIソリューションの急激な拡大によるリソース確保のための労務費及び外注費の増加等により495,275千円（前期比96.1%増）となりました。なお、AIソリューションにおいては、今後の取引拡大が想定できるような案件や、AIエージェントを中心とした当社の注力領域の案件については戦略的な提案を行っており、労務費及び外注費の増加の一因となっております。

売上総利益については、上記のとおり、売上増加、外注費といった各増加や戦略的投資等により501,026千円（前期比31.0%増）となりました。

販売費及び一般管理費については、引き続き事業拡大のための先行投資として研究開発や人材・マーケティングへの投資や、新規上場関連のスポット的な費用増加により445,860千円（前期比11.1%増）となりました。

営業利益については、上記のように様々な投資を継続しながらも、売上高の増加により固定費が吸収され、55,166千円（前期は19,068千円の営業損失）となりました。

経常利益については、営業外費用に東京証券取引所グロース市場への上場に伴い2024年10月に実施した公募増資及び2024年11月に実施した第三者割当増資による株式交付費2,821千円、上場関連費用7,430千円といったスポット的な費用を計上したこと等により45,255千円（同28,542千円の経常損失）となりました。

当期純利益については、特別損失として今後の利用見込みや収益獲得見込みが低いソフトウェアを保守的に除却したことによる固定資産除却損3,011千円を計上したこと、当事業年度の黒字化及び今後の業績見通し等を踏まえて繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、法人税等調整額（△は利益）を△28,830千円計上したこと等により、70,543千円（同29,057千円の当期純損失）となりました。

上記のように、先行投資を継続しながらも、固定費が吸収されたこと等により損益分岐点を上回り、各段階利益は黒字転換しております。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、102,536千円であります。その主なものとして、有形固定資産については事業拡大に伴う従業員及び業務委託者の増加によるPCの取得、無形固定資産（ソフトウェア）については、AIプロダクトにおける、AIソリューションの案件から創出された新規プロダクトであるカルティローペレの開発、既存プロダクトの新機能の追加や継続的な機能開発であります。

なお、無形固定資産（ソフトウェア）について、今後の利用見込みや収益獲得見込みが低いソフトウェアを保守的に除却しており、固定資産除却損3,011千円を計上しました。

③ 資金調達等の状況

2024年10月29日をもって東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額257,170千円の資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

	第7期 (2022年9月期)	第8期 (2023年9月期)	第9期 (2024年9月期)	第10期（当期） (2025年9月期)
売 上 高 (千円)	300,089	421,163	634,946	996,301
経常利益又は経常損失（△）(千円)	△89,363	△147,236	△28,542	45,255
当期純利益又は当期純損失（△）(千円)	△89,543	△147,415	△29,057	70,543
1 株 当 た り 当期純利益又は当期純損失（△）(円)	△80.59	△132.67	△23.66	45.25
総 資 産 (千円)	226,304	265,438	452,020	597,708
純 資 産 (千円)	△105,569	△252,901	167,752	498,288
1 株当たり純資産 (円)	△95.01	△227.68	120.73	315.95

(注) 当社は、2024年5月31日開催の取締役会決議により、2024年6月20日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 開発体制の強化

当社の持続的な成長のためには、AIソリューション案件の継続的な獲得・開発や、自社AIプロダクトの継続的な創出を続けることができる体制の維持及び拡大が必要となります。また、当社が開発したプロダクトを安心してお使いいただけよう、安定的な保守・運用体制の維持・向上も不可欠となります。そのためには、優秀な人材の確保や、技術的な知見・ノウハウ獲得、これらを社内で活用していく仕組みを構築することにより、より強固な開発・運用体制の構築に努めてまいります。

② 営業体制の強化

AIソリューションについては、顧客ニーズに応じた提案力のみならず、案件の遂行までを担当するため実行力も兼ね備えた人材が必要となります。

AIプロダクトについては、2020年1月の「シセイカルテ」リリース後から、当該プロダクトの営業活動を積極的に行っております。「シセイカルテ」はいわゆるSaaSプロダクトであり、顧客数が多くなるほど固定費を吸収して利益率が高まるビジネスモデルであるため、先行的に営業体制の強化・拡大が必要となります。

このように、当社の成長のためには営業体制の強化が必要であるため、優秀な営業人材の積極的な採用を行ってまいりますが、同時に営業管理体制の運用・改善などによる効率化により、より収益が安定的に獲得できるような体制構築に努めてまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社は当事業年度において事業規模拡大の途上であり、事業規模拡大を支え、事業上のリスクを低減させるための内部管理体制の強化を重要な課題であると考えております。このため、将来の事業規模拡大を想定したうえで、適切かつ必要な内部管理体制の整備に努めてまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社はAIソリューション及びAIプロダクトにおいて、個人情報や顧客の機密情報を取扱っております。また、新たな案件についても同様の情報を取扱う可能性があり、これらの情報管理体制を強化していくことが重要であると考えております。現在は認証を取得しているJIS Q 27001:2023(ISO/IEC 27001:2022)におけるフレームワークや個人情報保護管理規程等に基づき管理を行っておりますが、今後も社内教育・研修の実施やインフラを含めたシステムの整備などを継続して行ってまいります。

⑤ システムの安定性・効率性の確保

当社の提供するAIソリューションの一部やAIプロダクトは、インターネット上でサービス提供を行っており、顧客の維持・獲得のためにはシステムの安定稼働の確保は必要不可欠となっております。また、効率的なシステム設計によりインフラコストの低減も見込まれることから、今後も引き続きシステムの安定性確保及び効率化に取り組んでまいります。

⑥ 事業資金の確保

当社は積極的に先行投資的なプロダクト開発、研究開発、人材投資、マーケティング活動等を行っております。当事業年度において損益計算書における各段階利益は黒字転換したものの、積極的なプロダクト開発等によりフリー・キャッシュフローはマイナスとなっております。また、今後の成長戦略の一つとしてM&Aを検討しており、金融機関と連携して事業資金の確保に努めるとともに、全体の売上増加による固定費の吸収やストック収益の獲得等によりフリー・キャッシュフローの拡大にも努めてまいります。

⑦ 蓄積したデータの利活用

当社はAIソリューションやAIプロダクトを通じて、利用者等と合意した範囲内で様々なデータを蓄積しております。これらのデータは各サービスの精度向上等には活用されているものの、他のサービスや新たなビジネス等への利活用は進んでおりません。当社の事業拡大のためには、当社の有形・無形の資産を利活用し、Expert AIを強化、また当該AIを用いた更なるビジネス展開を行うことが不可欠であると考えておりますが、同時に個人情報や顧客の機密情報等の慎重な取扱いも不可欠であると考えております。そのため、取扱う情報の内容等に応じて慎重に配慮したうえで、新たな事業・サービス拡大に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年9月30日現在）

当社は「ひとを科学し、寄り添いをつくる」をミッションとして掲げ、「人の身体性・精神性・行動をデータとロジックに基づき分析／可視化する。また、その技術を簡単に利用できるように、仕組みを開発し続ける。その仕組みによって、人と社会がより最適な状態で触れ合い、人のポテンシャルを解放したり、生活の質を高めたり、と心身豊かになれる世界をつくります。」を実現すべく、様々な事業に取り組んでおります。

具体的には、AI技術やその周辺技術を組み合わせ、さらに専門家との協同により付加価値の高い専門的な技術・ノウハウ等のナレッジを蓄積したデータを様々な形で提供できるアルゴリズムをもとにした「Expert AI」を中心として、顧客企業のニーズに合わせたプロダクト開発・プロダクト開発支援・コンサルティング等を行うAIソリューション、自社で開発したプロダクトを主にSaaS型で顧客企業に提供するAIプロダクトの提供を行っております。これらを総称してExpert AI事業と称しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2025年9月30日現在）

当社本社：東京都港区

(7) 従業員の状況（2025年9月30日現在）

従業員数	事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
53名	12名増	35.6歳	2.5年

(注) 上記の他、臨時従業員数は12名（年間の平均雇用人数）であります。

(8) 主要な借入先の状況（2025年9月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 5,500,000株

(2) 発行済株式の総数 1,577,100株

(3) 株主数 1,451名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社PKSHA Technology	567,300株	35.97%
築山英治	311,000	19.72
日本テレビホールディングス株式会社	216,000	13.70
村上大昌	33,300	2.11
楽天証券株式会社	21,800	1.38
三菱UFJキャピタル9号投資事業有限責任組合	20,800	1.32
松島陽介	15,400	0.98
山元雄太	15,400	0.98
株式会社SBI証券	12,230	0.78
野村證券株式会社	12,225	0.78

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
築山英治	代表取締役社長		
尾形友里恵	取締役	AI・DX事業本部長	
佐藤琢治	取締役	経営管理本部長	
前山義一	取締役監査等委員（常勤）		やまなみ監査法人 社員
竹村純也	取締役監査等委員		五木田・三浦法律事務所
三浦千絵	取締役監査等委員		

- (注) 1. 監査等委員である取締役前山義一、竹村純也及び三浦千絵は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役前山義一は、事業会社において新規事業の立ち上げなどの豊富な経験を有しております、適切な監査が期待できることから、社外取締役として選定しております。また、前山義一は、監査機能の実効性を強化するため、常勤の監査等委員として選任しております。
3. 監査等委員である取締役竹村純也は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役三浦千絵は、弁護士として法令に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員である取締役前山義一、竹村純也及び三浦千絵を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。これにより、被保険者が取締役などの役員の地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償することとしています。なお、保険料については、当社が全額を負担しております。

(3) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会において、取締役の報酬については、月例の金銭報酬のみとし、個々の地位及び職責、当社の業績、従業員の給与水準や他社水準等を考慮して総合的に検討し、決定するものとする方針を決議しております。また、取締役会及び指名報酬委員会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2024年12月23日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額80百万円以内とすること、取締役（監査等委員）の報酬額を年額15百万円以内とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名、取締役（監査等委員、全員が社外取締役）の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

株主総会において年間の報酬枠を決定しその範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は指名報酬委員会での協議のうえ取締役会の決議により、監査等委員は監査等委員の協議により決定する方針であります。

④ 取締役の報酬等の総額等

区分	対象となる役員の員数（名）	報酬等の額（千円）
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	3 (-)	30,480 (-)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	3 (3)	6,630 (6,630)
合計 (うち社外役員)	6 (3)	37,110 (6,630)

(注) 報酬は基本報酬のみであり、業績運動報酬等や非金銭報酬等はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	竹村 純也	やまなみ監査法人	資本関係、取引関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	三浦 千絵	五木田・三浦法律事務所	資本関係、取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	前山 義一	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会14回のすべてに出席し、独立した立場から、事業会社での経験等に基づき適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	竹村 純也	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会14回のすべてに出席し、独立した立場から、公認会計士としての経験等に基づき適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	三浦 千絵	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査等委員会14回のすべてに出席し、独立した立場から、弁護士としての経験等に基づき適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

すべての監査等委員は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低限度額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 監査法人アヴァンティア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 21,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、監査計画の内容、監査の実施状況、報酬の見積もりの算定根拠について確認し、会計監査人の報酬等の額に同意をしております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、監査法人アヴァンティアに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合のほか、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決議しております。

その概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び社内諸規程等を遵守するとともに、当社ビジョンに基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
 - ・取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - ・コンプライアンスの状況は、会議体等を通じて各部門責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

- ・内部監査担当者を配置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査等委員会に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等があった場合の内部通報制度を構築し、内部・外部窓口を定め、適切に運用・対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議記録、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
 - ・取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役会は、リスク管理規程及びコンプライアンス規程を整備し、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため定期的に見直すものとする。
 - ・リスク情報等については会議体等を通じて各部門責任者より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部門にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、全社的なリスクに対しては経営管理本部が中心となって対応を図るものとする。
 - ・不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の経営管理本部を中心に、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - ・内部監査担当は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとし、また重要性等を勘案して適宜取締役会に報告するものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、迅速な意思決定を必要とする場合においては適宜臨時に開催する。
 - ・取締役会は、当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
 - ・予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

5. 当社及びその他の関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社及びその他の関係会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、内部監査担当者は、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告することにより、業務全般に関する適正性を確保する。また、監査等委員会においても、内部監査担当者と重複しない形で、適宜監査を実施する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 - ・監査等委員会が監査の実効性を高め監査職務を円滑に遂行するための補助者を置くことを求めた場合には、補助者を1名以上配置することとする。
7. 前号の補助者の当社の他の取締役からの独立性並びに当社の監査等委員会の前号の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・当該補助者は、当該補助業務に関して他の取締役の指揮命令は受けず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。
 - ・当該補助者は、監査等委員会から補助業務に係る指示が行われた場合には、他の業務よりも優先して当該補助業務に取り組み、その指示の具体的な内容については守秘義務を有する。
 - ・当該補助者の任命、異動、評価、懲戒、賃金の改定等に関しては、監査等委員会の意見を尊重する。
8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の当社の監査等委員である取締役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害及び不利益を及ぼすおそれがある事実が発生した場合は、監査等委員である取締役に速やかに報告するものとする。
 - ・当社取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、取締役の職務の執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性があるもしくは発生した場合は、監査等委員である取締役に速やかに報告するものとする。
 - ・監査等委員である取締役は、必要に応じて関係会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

9. 監査等委員である取締役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社は、監査等委員である取締役へ報告を行った当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
10. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用及び債務並びにそれらの処理については、当該費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制
 - ・監査等委員である取締役は代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確認するとともに会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識を深める。
 - ・監査等委員である取締役は内部監査担当及び会計監査人と定期的に会合を持ち、双方が認識する対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識を深める。
 - ・監査等委員会の要請に基づき監査等委員である取締役が当社の会議に出席する機会を確保する等、監査等委員である取締役による監査の実効性を確保するための体制整備に努める。
12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - ・反社会的勢力対策規程において、「いかなる場合においても、反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供しない」ことを基本方針として明文化し、当該規程に則り業務を行う。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - ・経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - ・反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査がモニタリングし、必要に応じて改善を行っております。

② 取締役の職務執行

取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役及び監査等委員が取締役会に出席いたしました。

③ 内部監査

代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

④ 監査等委員会監査

監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役及び他の取締役、内部監査、会計監査人との間で適宜情報交換を行うことで、監査の実効性を確保しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しておりますが、財務体质の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。

そのため、第10期事業年度においても、上記方針に沿って配当は実施しておりません。また、創業以来配当は実施しておらず、当面は機動的に有効投資ができるよう内部留保の充実を図る方針であります。

内部留保資金については、財務体质の強化や人材への投資・育成といった収益基盤の構築、シセイカルテの機能拡充や新たなプロダクト開発に充当することを検討しております。

投資の結果、事業の成長、資本効率の改善等による中長期的な株式価値の向上を実現し、業績・財務状況及び事業環境等を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的に剰余金の配当を実施してまいりたいと考えておりますが、配当実施の可能性及びその時期については未定であります。

当社は定款において、配当の決定機関を取締役会において決議する旨、また剰余金の配当を中間配当及び期末配当で行う旨を定めております。配当を行う場合は期末配当にて年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

貸借対照表

2025年9月30日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	377,622	流 動 負 債	99,420
現 金 及 び 預 金	213,327	買 掛 金	34,608
売 掛 金	122,163	未 払 金	17,217
契 約 資 産	37,565	未 払 費 用	8,499
未 収 入 金	139	未 払 法 人 税 等	530
前 払 費 用	19,727	未 払 消 費 税 等	23,680
そ の 他	143	契 約 負 債	6,856
貸 倒 引 当 金	△15,443	預 り 金	8,028
固 定 資 産	220,085	負 債 合 計	99,420
有 形 固 定 資 産	20,864	(純 資 産 の 部)	
建 物 附 屬 設 備	11,128	株 主 資 本	498,204
工 具、器 具 及 び 備 品	9,516	資 本 金	10,000
そ の 他	219	資 本 剰 余 金	715,202
無 形 固 定 資 産	146,927	資 本 準 備 金	362,350
ソ フ ト ウ エ ア	140,261	そ の 他 資 本 剰 余 金	352,852
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	6,666	利 益 剰 余 金	△226,997
投 資 そ の 他 の 資 産	52,292	そ の 他 利 益 剰 余 金	△226,997
敷 金	23,462	繰 越 利 益 剰 余 金	△226,997
縹 延 税 金 資 産	28,830	新 株 予 約 権	83
資 産 合 計	597,708	純 資 産 合 計	498,288
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	597,708

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

2024年10月1日から
2025年9月30日まで

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	996,301
売 上 原 価	495,275
売 上 総 利 益	501,026
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	445,860
営 業 利 益	55,166
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	357
雜 収 入	1,066
	1,424
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	584
株 式 交 付 費	2,821
上 場 関 連 費 用	7,430
為 替 差 損	168
雜 損 失	330
	11,335
経 常 利 益	45,255
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	3,011
	3,011
税 引 前 当 期 純 利 益	42,243
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	530
法 人 税 等 調 整 額	△28,830
	△28,300
当 期 純 利 益	70,543

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

2024年10月1日から
2025年9月30日まで

(単位:千円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			利益剰余金
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
				繰越利益剰余金
当期首残高	232,856	232,354	-	232,354 △297,541
当期変動額				
新株の発行	129,996	129,996		129,996
減資	△352,852		352,852	352,852
当期純利益				70,543
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-			
当期変動額合計	△222,856	129,996	352,852	482,848 70,543
当期末残高	10,000	362,350	352,852	715,202 △226,997

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計		
	利益剰余金合計			
当期首残高	△297,541	167,669	83	167,752
当期変動額				
新株の発行		259,992		259,992
減資		-		-
当期純利益	70,543	70,543		70,543
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	70,543	330,535	-	330,535
当期末残高	△226,997	498,204	83	498,288

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	15年
--------	-----

工具、器具及び備品	3～5年
-----------	------

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については想定される貸倒見込率により、貸倒懸念債権等の個別債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客企業のニーズに合わせたプロダクト開発・プロダクト開発支援・コンサルティング等を行うAIソリューション、自社で開発したプロダクトを主にSaaS型で顧客企業に提供するAIプロダクトの提供を行っております。

AIソリューションにおいては、主に準委任契約を締結し、当該契約におけるサービス提供期間により収益を認識しております。

AIプロダクトにおいては、サービス利用開始に伴う初期設定料金については一括して収益を認識し、サービス利用料金については契約期間により収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

自社利用のソフトウェアの評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
ソフトウェア（ソフトウェア仮勘定を含む）	146,927

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループでは、自社利用のソフトウェア及びソフトウェア仮勘定について、将来の収益獲得又は費用削減が確実と認められる場合に無形固定資産に計上しており、社内における利用可能期間（5年）に応じて償却を行っております。

(2) 見積りの算出に用いた主要な仮定

将来の収益獲得見込額を判断するにあたり用いた主要な仮定は、新規及び既存顧客への販売計画であり、過去の販売実績等の経営環境の変化等を考慮して算定しております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である販売計画は、経営環境及びIT開発環境の変化による不確実性が存在し、当初想定した仮定のとおりに推移しない可能性があります。その場合、将来の収益獲得額又は費用削減効果が当初想定額よりも減少するため、翌事業年度の計算書類において、ソフトウェアの計上額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更に係る注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|---------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 5,433千円 |
| 2. 区分表示されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 | |
| 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 5,390千円 |
| 短期金銭債務 | 3千円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

 営業取引による取引高

営業収益	37,700千円
営業費用	3,971千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の数に関する事項

 普通株式 1,577,100株

2. 自己株式の数に関する事項

 該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

 該当事項はありません。

4. 新株予約権に関する事項

 該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金計画に基づき、主に金融機関からの借入により資金を調達する方針であり、資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。当事業年度末において、金融機関からの借入金はありません。また、売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
敷 金	16,899	15,008	△1,891

※敷金のうち原状回復費見積額については償却により費用となる資産であり、金融商品に該当しないため、上記の敷金には含んでおりません。

※「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」「預り金」については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
敷 金	—	15,008	—	15,008
資 产 計	—	15,008	—	15,008

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
(敷金)

敷金の回収見込額を、国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種 類	会社等の名称 又は氏名	所在地	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 PKSHA Technology	東京都 文京区	AI Research & Solution事業	(被所有) 直接 35.97	AIソリューシ ョンサービス 提供	売上高 (注)	37,700	売掛金	5,390
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 PKSHA Communication	東京都 文京区	AI SaaS事業	なし	AIソリューシ ョンサービス 提供	売上高 (注)	41,700	売掛金	—

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等について、サービス提供に関しては関連当事者以外の取引先との取引条件を勘案し、価格交渉のうえ決定しております。
2. 当社は、2024年10月29日付東京証券取引所グロース市場への新規上場に伴う公募による新株式発行、株式会社PKSHA Technologyにおける株式売出し等により、同社は当社の親会社に該当しないこととなりました。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因是、繰越欠損金、貸倒引当金の否認等であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位:千円)

	Expert AI事業
AI ソ リ ュ 一 シ ョ ン	618,293
AI プ ロ ダ ク ト	378,007
顧客との契約から生じる収益	996,301
そ の 他 の 収 益	—
外 部 顧 客 へ の 売 上 高	996,301

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表（重要な会計方針に係る事項） 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度期首	当事業年度末
顧客との契約から生じた債権	111,291	122,163
契 約 資 産	—	37,565
契 約 負 債	6,665	6,856

契約資産は、主に、期末日時点は完了しているが、未請求となっている履行義務に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、契約期間に渡り収益を認識する取引先との契約について、取引先から受け取った将来の収益にかかる前受金の残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり当期純利益 45円25銭
1株当たり純資産 315円95銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

株式会社 S a p e e t
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 相 馬 裕 晃
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 金 井 政 直
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 S a p e e t の2024年10月1日から2025年9月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係わる体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月21日

株式会社 S a p e e t 監査等委員会

常勤監査等委員 前山義一印

監査等委員 竹村純也印

監査等委員 三浦千恵印

(注) 常勤監査等委員前山義一並びに監査等委員竹村純也及び三浦千恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

会 場 案 内 図



会 場 グランパークカンファレンス
住 所 東京都港区芝浦三丁目4番1号 田町グランパーク プラザ棟3階

アクセス

- JR田町駅東口より 徒歩約5分
■都営浅草線・三田線三田駅A4番出口より 徒歩約7分